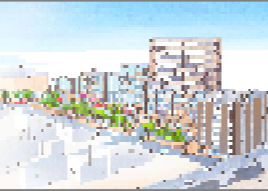


第2期諫早市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 略 2. 略 3. 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					1. 略 2. 略 3. 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度		【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度	
【事業名】 道路事業《市道諫早公園前線外2路線》 【内容】 歩道改良 L = <u>142m</u> 、 <u>排水工 L = 77m</u> 、 <u>舗装工 A = 625 m²</u> 【実施時期】 平成 26 年度	諫早市	【位置づけ】 諫早公園へのアクセス道路を、歩道整備を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、快適な歩行空間の形成と、観光客の誘客に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第2期諫早中心地区）） [国土交通省] 【実施時期】 平成 26 年度		【事業名】 道路事業《市道諫早公園前線外2路線》 【内容】 歩道改良 L = <u>170m</u> 、 <u>張芝</u> 【実施時期】 平成 26 年度	諫早市	【位置づけ】 諫早公園へのアクセス道路を、歩道整備を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、快適な歩行空間の形成と、観光客の誘客に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第2期諫早中心地区）） [国土交通省] 【実施時期】 平成 26 年度	

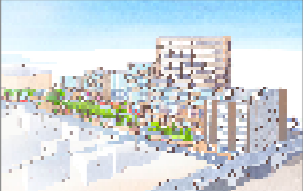
【事業名】 公園事業 上山公園（諫早公園広場） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高質空間形成施設《高城回廊》 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街地再開発事業（A棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街地再開発事業（B棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街地再開発事業（C棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街再開発事業（駐車場棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早 駅交 流空間整備事業（ガレリア棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 諫早駅東西自由通路整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

【事業名】 公園事業 上山公園（諫早公園広場） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高質空間形成施設《高城回廊》 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街地再開発事業（A棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街地再開発事業（B棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街地再開発事業（C棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早駅東地区市街再開発事業（駐車場棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）諫早 駅交 流空間整備事業（ガレリア棟） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 諫早駅東西自由通路整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

【事業名】 諫早駅交通広場整備事業 【内容】 バスターミナル機能や現状不足している一般車降場、タクシー待機場、環境空間等を整備する 【実施時期】 平成 27～33 年度	諫早市	【位置づけ】 県央の交通結節点として、各交通機関への乗り継ぎや送迎に便利で、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、また、県央地域や島原半島の玄関口として、市民が誇りに思うことができる良好で快適な都市景観を持つ空間づくりを行う。 【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)及び <u>道路事業(街路)</u>) [国土交通省] 【実施時期】 平成 27～30 年度	
【事業名】 諫早駅情報発信多目的広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早駅周辺東側連絡通路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 (仮称)諫早病院西側線整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路事業《橋梁補修》 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 <u>主要地方道</u> 有喜本諫早停車場線 <u>交通安全施設等整備事業</u> <u>(栄町工区)</u> 【内容】 道路改良 L = <u>240</u> m、 W = 12m	長崎県	【位置づけ】 県道有喜本諫早停車場線の道路を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必要な事業である。	【支援措置】 防災・安全交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成 <u>25～29</u> 年度	

【事業名】 諫早駅交通広場整備事業 【内容】 バスターミナル機能や現状不足している一般車降場、タクシー待機場、環境空間等を整備する 【実施時期】 平成 27～33 年度	諫早市	【位置づけ】 県央の交通結節点として、各交通機関への乗り継ぎや送迎に便利で、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、また、県央地域や島原半島の玄関口として、市民が誇りに思うことができる良好で快適な都市景観を持つ空間づくりを行う。 【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成 27～30 年度	
【事業名】 諫早駅情報発信多目的広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早駅周辺東側連絡通路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 (仮称)諫早病院西側線整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路事業《橋梁補修》 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 <u>道路事業《県道</u> 有喜本諫早停車場線 <u>》</u> 【内容】 道路改良 L = <u>160</u> m、 W = 12m	長崎県	【位置づけ】 県道有喜本諫早停車場線の道路を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必要な事業である。	【支援措置】 防災・安全交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成 <u>26～27</u> 年度	

<u>歩道（両側 2.5m）</u>				
【実施時期】 平成 <u>25</u> ～ <u>29</u> 年度				
【事業名】 <u>一般</u> 国道 207 号電線共同溝整備事業	長崎県	【位置づけ】 国道 207 号は、中心市街地を東西に走り、諫早駅周辺地区と天満町地区、市役所周辺地区とを繋ぐ重要な動線である。	【支援措置】 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕	
【内容】 国道 207 号の電線共同溝の整備及び歩道の改良 L=1,185m×2		【必要性】 「安心して生活できるまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 26～ <u>29</u> 年度	
【実施時期】 平成 26～ <u>29</u> 年度				

(3) 略

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 〔再掲〕	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕	
【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備		【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度	
【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度				

(2) 略

【実施時期】 平成 26～ <u>27</u> 年度				
【事業名】 国道 207 号電線共同溝整備事業	長崎県	【位置づけ】 国道 207 号は、中心市街地を東西に走り、諫早駅周辺地区と天満町地区、市役所周辺地区とを繋ぐ重要な動線である。	【支援措置】 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕	
【内容】 国道 207 号の電線共同溝の整備及び歩道の改良 L=1,185m×2		【必要性】 「安心して生活できるまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 26～ <u>27</u> 年度	
【実施時期】 平成 26～ <u>27</u> 年度				

(3) 略

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 〔再掲〕	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕	
【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備		【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度	
【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度				

(2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 民間保育所施設整備事業 【内容】 民間による保育所の整備 【実施時期】 平成 <u>30~31</u> 年度	社会福祉法人等	【位置づけ】 市中央地域の保育需要に対応するため、民間により保育所施設を整備する事業である。 【必要性】 保育所が充実することにより、親が安心して子供を預けて行動しやすくなることから、中心市街地活性化には必要な事業である。	【支援措置】 <u>保育所等整備交付金</u> [厚生労働省] 【実施時期】 平成 <u>30</u> 年度	
【事業名】 子育て支援センター運営事業 【内容】 商店街内の空き店舗を活用した子育て支援事業 【実施時期】 平成20年度～	諫早市、NPO	【位置づけ】 ビッグハートアエル事業として行ってきた幼児保育及び親に対する相談等支援事業を継続するものであり、中心市街地居住者の共同の福祉及び利便性の向上に寄与することから、「安心して生活できるまち」の実現のための事業と位置づける。 【必要性】 中心市街地、特に商店街において子育て支援機能が不十分であり、必要な事業である。	【支援措置】 <u>①保育緊急確保事業費補助金</u> [厚生労働省] <u>②子ども・子育て支援交付金</u> [厚生労働省] 【実施時期】 <u>①平成 26 年度</u> <u>②平成 27 年度</u> ～	

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 民間保育所施設整備事業 【内容】 民間による保育所の整備 【実施時期】 平成 26~27 年度	社会福祉法人	【位置づけ】 市中央地域の保育需要に対応するため、民間により保育所施設を整備する事業である。 【必要性】 保育所が充実することにより、親が安心して子供を預けて行動しやすくなることから、中心市街地活性化には必要な事業である。	【支援措置】 <u>子育て支援対策臨時特例交付金</u> <u>(安心こども基金)</u> [厚生労働省] 【実施時期】 平成 <u>26~27</u> 年度	
【事業名】 子育て支援センター運営事業 【内容】 商店街内の空き店舗を活用した子育て支援事業 【実施時期】 平成20年度～	諫早市、NPO	【位置づけ】 ビッグハートアエル事業として行ってきた幼児保育及び親に対する相談等支援事業を継続するものであり、中心市街地居住者の共同の福祉及び利便性の向上に寄与することから、「安心して生活できるまち」の実現のための事業と位置づける。 【必要性】 中心市街地、特に商店街において子育て支援機能が不十分であり、必要な事業である。	【支援措置】 保育緊急確保事業費補助金 [厚生労働省] 【実施時期】 平成 26 年度～	

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]	

新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度		向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度	
--	--	---	-------------------------------	--

- (2) ②略
(3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～ <u>30</u> 年度	
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業 【内容】 お茶の間通りおもてなし	永昌東町商店街協同組合、 諫早市中心市街地商店街協同組合	【位置づけ】 平成 11 年度より実施している事業であり、賑わい創出に効果をあげている。 「賑わうまち」を実現するための事業として位置づける。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 諫早市単独補助事業	

新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度		向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度	
--	--	---	-------------------------------	--

- (2) ②略
(3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～ <u>28</u> 年度	
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業 【内容】 お茶の間通りおもてなし	永昌東町商店街協同組合、 諫早市中心市街地商店街協同組合	【位置づけ】 平成 11 年度より実施している事業であり、賑わい創出に効果をあげている。 「賑わうまち」を実現するための事業として位置づける。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 諫早市単独補助事業	

事業、街なみ美術展、 <u>グルメフェスティバル</u> 、い さはや灯りファンタジア 【実施時期】 平成 11 年～	連合会、 榊まちづく り諫早	【必要性】 これまでの成果を踏まえ、継続 的に実施する必要があると考 える事業である。	【実施時期】 平成 11 年～	
【事業名】 のんこの諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 宿泊観光促進支援事業 【内容】 宿泊観光を促進する事業 【実施時期】 平成 20 年～	<u>諫早市</u>	【位置づけ】 日帰り観光と比べて、宿泊観 光は飲食店や土産物店への波及 が大きく観光消費額単価も高く なることから、宿泊観光の促進 の支援を行う。 【必要性】 広域からの来街が増え、滞在 時間も伸びることから、「人が 集うまち」を目標とする中心市 街地活性化に必要な事業であ る。	【支援措置】 中心市街地活性 化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 平成 20 年～	

- (2) ②略
(3) 略
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 エコ・フェスタ開催事業 (生活排水対策啓発事業) 【内容】 エコ・フェスタの開催	諫早市	【位置づけ】 環境に関する啓発イベントを 市が主体となって <u>中央交流広場</u> を会場に行うもので、集客効果 があることから、「賑わうまち」 を実現するための事業として位	【支援措置】 長崎県生活排 水対策重点地 域活動促進事 業補助金 【実施時期】	

事業、街なみ美術展、 <u>お月見コンサート</u> 、いさ はや灯りファンタジア 【実施時期】 平成 11 年～	連合会、 <u>ピコスタン</u> <u>プ事業協同</u> <u>組合</u> 、 榊まちづく り諫早	【必要性】 これまでの成果を踏まえ、継続 的に実施する必要があると考 える事業である。	【実施時期】 平成 11 年～	
【事業名】 のんこの諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 宿泊観光促進支援事業 【内容】 宿泊観光を促進する事業 【実施時期】 平成 20 年～	<u>諫早観光物 産コンベン ション協会</u>	【位置づけ】 日帰り観光と比べて、宿泊観 光は飲食店や土産物店への波及 が大きく観光消費額単価も高く なることから、宿泊観光の促進 の支援を行う。 【必要性】 広域からの来街が増え、滞在 時間も伸びることから、「人が 集うまち」を目標とする中心市 街地活性化に必要な事業であ る。	【支援措置】 中心市街地活性 化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 平成 20 年～	

- (2) ②略
(3) 略
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 エコ・フェスタ開催事業 (生活排水対策啓発事業) 【内容】 エコ・フェスタの開催 <u>匠の市の開催</u>	諫早市	【位置づけ】 環境に関する啓発イベントを 市が主体となって <u>商店街</u> を会場 に行うもので、集客効果がある ことから、「賑わうまち」を 実現するための事業として位置づ	【支援措置】 長崎県生活排 水対策重点地 域活動促進事 業補助金 【実施時期】	

【実施時期】 平成 17 年～		置づけ、継続実施する。 【必要性】 市民の環境保全意識醸成と商店街の振興を同時に図る事業であり、必要性の高い事業である。	平成 17 年～	
【事業名】 諫商商店街 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 100円商店街 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 バル&ウォーク (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早ボランティア観光ガイド事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 バス運行路線改善検討事業 【内容】 諫早総合病院周辺のバス路線の見直し事業 【実施時期】 平成 20 年度～	長崎県交通局、 諫早市	【位置づけ】 <u>諫早駅周辺整備事業の進捗</u> に併せて行う諫早総合病院周辺の利便性を高める事業であり、「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置づける。 【必要性】 公共公益施設周辺の利便性の向上と、バス利用を促進するために必要である。		

【実施時期】 平成 17 年～		け、継続実施する。 【必要性】 市民の環境保全意識醸成と商店街の振興を同時に図る事業であり、必要性の高い事業である。	平成 17 年～	
【事業名】 諫商商店街 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 100円商店街 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 バル&ウォーク (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早ボランティア観光ガイド事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 バス運行路線改善検討事業 【内容】 諫早総合病院周辺のバス路線の見直し事業 【実施時期】 平成 20 年度～	長崎県交通局、 諫早市	【位置づけ】 <u>道路拡幅</u> に併せて行う諫早総合病院周辺の利便性を高める事業であり、「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置づける。 【必要性】 公共公益施設周辺の利便性の向上と、バス利用を促進するために必要である。		

【事業名】 「まちゼミ」パッケージ研 修事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 「まちゼミ」パッケージ研 修事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 個店の魅力アップ支援事 業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 個店の魅力アップ支援事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中小企業事業拡大支援資 金融資事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 中小企業事業拡大支援資 金融資事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 国際交流フェスタ開催事 業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 国際交流フェスタ開催事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 図書館ビジネス支援コー ナー事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 図書館ビジネス支援コー ナー事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 まちなか拠点サービス拡 充計画 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 まちなか拠点サービス拡 充計画 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 天満町まちづくり協働プ ラン策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 天満町まちづくり協働プ ラン策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早エコミュージアム構 想推進事業	(略)	(略)	(略)		【事業名】 諫早エコミュージアム構 想推進事業	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 JRウォーキング事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 JRウォーキング事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 本諫早駅リニューアル事 業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 本諫早駅リニューアル事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 V・ファーレン長崎サポ ート事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 V・ファーレン長崎サポ ート事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 ナイスハートバザール事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 無線 LAN 活用促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 本明川河川美化活動等事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 ナイスハートバザール事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 無線 LAN 活用促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 本明川河川美化活動等事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]略

[2]

(1) 諫早市中心市街地活性化協議会

諫早市中心市街地活性化協議会 構成員 名簿

	区分	法令根拠(第15条)	所属団体	所属団体役職
1	協議会を組織できる者	第1項(商業系)	諫早商工会議所	会頭
2			諫早商工会議所	専務理事
3		第1項(市街地系)	(株)まちづくり諫早	代表取締役
4	商業活性化	第4項(商業者)	諫早市栄町商店街協同組合	理事長
5			諫早市永昌東町商店街協同組合	副理事長
6			天満町商工振興会	会長
7	公共交通機関	第4項(交通事業者)	九州旅客鉄道(株)諫早駅	駅長
8			島原鉄道(株)	常務取締役
9			長崎県交通局	営業部長
10	市街地の整備改善	第4項(地権者)	(有)観光ホテル道具屋	代表取締役
11	住民代表	第4項(住民代表)	栄町自治会	自治会長
12			いさはや国際交流センター	事務局
13			元諫早地域審議会	元会長
14	地域経済代表	第8項(地域経済)	日本郵便(株)諫早郵便局	郵便担当局長
15			諫早銀行協会	会長
16			(一社)諫早青年会議所	理事長
17			(一社)諫早観光物産コンベンション協会	会長
18	開発・整備	第8項(不動産業者)	(公社)長崎県宅地建物取引業協会諫早支部	支部長
19	医療・福祉	第8項(福祉ボランティア)	天満太鼓	指導者
20			高齢者福祉施設	代表者
21	有識者	第8項(学識経験者)	長崎ウエスレヤン大学	学長
22			長崎ビジネス支援プラザ	所長
23	地域メディア	第8項(メディア)	諫早ケーブルテレビジョン放送(株)	代表取締役
24	環境・コミュニティ	第8項(コミュニティ)	諫早タコソ協会	会長

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]略

[2]

(1) 諫早市中心市街地活性化協議会

諫早市中心市街地活性化協議会 構成員 名簿

	区分	法令根拠(第15条)	所属団体	所属団体役職
1	協議会を組織できる者	第1項(商業系)	諫早商工会議所	会頭
2			諫早商工会議所	専務理事
3		第1項(市街地系)	(株)まちづくり諫早	代表取締役
4	商業活性化	第4項(商業者)	諫早市栄町商店街協同組合	理事長
5			諫早市永昌東町商店街協同組合	副理事長
6			天満町商工振興会	副会長
7	公共交通機関	第4項(交通事業者)	九州旅客鉄道(株)諫早駅	駅長
8			島原鉄道(株)	常務取締役
9			長崎県交通局	営業部長
10	市街地の整備改善	第4項(地権者)	(有)観光ホテル道具屋	代表取締役
11	住民代表	第4項(住民代表)	栄町自治会	自治会長
12			いさはや国際交流センター	事務局
13			諫早地域審議会	会長
14	地域経済代表	第8項(地域経済)	日本郵便(株)諫早郵便局	郵便担当局長
15			諫早銀行協会(たちばな信用金庫)	本店営業部長
16			(一社)諫早青年会議所	理事長
17			諫早観光物産コンベンション協会	会長
18	開発・整備	第8項(不動産業者)	(公社)長崎県宅地建物取引業協会諫早支部	支部長
19	医療・福祉	第8項(福祉ボランティア)	天満太鼓	指導者
20	有識者	第8項(学識経験者)	長崎ウエスレヤン大学	現代社会学部長
21			長崎ビジネス支援プラザ	所長
22	地域メディア	第8項(メディア)	諫早ケーブルテレビジョン放送(株)	代表取締役
23	環境・コミュニティ	第8項(コミュニティ)	諫早タコソ協会(湯江タコソ(有))	代表取締役

25			諫早図書館友の会	副会長
26	行政	第4項(国)	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	副所長
27		第4項(市町村)	諫早市商工振興部	部長

オブザーバー

1	関係行政機関等	第7項関係	中小企業基盤整備機構九州本部地域振興課	課長
2			九州経済産業局産業部流通・サービス産業課	課長
3			九州地方整備局建政部都市・住宅整備課	課長
4			長崎県産業労働部商務金融課	課長

アドバイザー

1	関係行政機関等	第7項関係	中小企業基盤整備機構九州支部地域振興課	中心市街地活性化サポートマネージャー
---	---------	-------	---------------------	--------------------

(2) 諫早市中心市街地活性化協議会開催概要

開催日	議題
平成24年5月23日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成24年11月6日	・栄町東西街区市街地再開発事業について ・諫早市中心市街地活性化基本計画の変更、追加について ・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成25年12月16日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年1月17日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年4月25日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について ・国の中心市街地活性化に向けた方向性と支援策について
平成26年10月3日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>平成27年8月31日</u>	<u>・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について</u>

(3) 略

(4) 略

[3]略

10. 略

11. 略

12. 略

24			諫早図書館友の会	会長
25	行政	第4項(国)	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	副所長
26		第4項(市町村)	諫早市商工振興部	部長

オブザーバー

1	関係行政機関等	第7項関係	中小企業基盤整備機構九州支部地域振興課	課長
2			九州経済産業局産業部流通・サービス産業課	課長
3			九州地方整備局建政部都市・住宅整備課	課長
4			長崎県産業労働部商務金融課	課長

アドバイザー

1	関係行政機関等	第7項関係	中小企業基盤整備機構九州支部地域振興課	中心市街地活性化サポートマネージャー
---	---------	-------	---------------------	--------------------

(2) 諫早市中心市街地活性化協議会開催概要

開催日	議題
平成24年5月23日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成24年11月6日	・栄町東西街区市街地再開発事業について ・諫早市中心市街地活性化基本計画の変更、追加について ・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成25年12月16日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年1月17日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年4月25日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について ・国の中心市街地活性化に向けた方向性と支援策について
平成26年10月3日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について

(3) 略

(4) 略

[3]略

10. 略

11. 略

12. 略